

防  
災

【不燃化特区】

◆令和2年10月号◆

街づくり通信

【発行】世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課  
北沢総合支所 街づくり課



世田谷区では、災害時に燃え広がらない、燃えない街を目指し、木造住宅密集地域の不燃化を推進しています。

## 令和3年度以降も不燃化特区制度を継続します！

区では、区内5地区に不燃化特区制度を導入し、令和2年度までに「延焼による市街地の焼失率がほぼゼロになると言われる不燃領域率70%の達成」を目標に、建築物の不燃化を推進してきましたが、目標の達成が困難な地区があることから、支援内容を見直し、取組みを継続します（最長で令和7年度まで）。

なお、見直し後の助成金の申請受付は 令和3年4月1日から となります。

### 令和3年度以降も継続する 主な支援内容

- ①老朽建築物の建替えに伴う費用助成
- ②老朽建築物の除却に伴う費用助成
- ③固定資産税・都市計画税の減免(予定)  
(不燃化建替え後の家屋、老朽建築物除却後の更地)

助成要件などの詳細は、来年3月頃配布予定の「防災街づくり通信」でご案内します。

※①、②の対象地区は、区役所周辺地区、北沢三・四丁目地区、太子堂・若林地区、北沢五丁目・大原一丁目地区の4地区となります。



### ご注意ください！

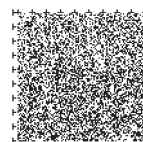
現行制度による助成

(建替え及び除却費の助成) を受けるには、

令和3年2月末までに

完了報告書を提出していただく必要があります。

※完了報告に必要な書類（建替え助成の場合、検査済証や家屋の登記事項証明書など）は報告書提出前に発行されている必要がありますのでご注意ください。



# ○『住まいの建替え相談会』のご案内

事前予約制（先着順）

個別ブースにて、ハウスメーカーが様々なご相談にお答えします。

（協力）一般財団法人住宅生産振興財団

- ・建替えの見積り・プラン無料作成
- ・不動産の売却の相談
- ・建替え資金の融資の相談 など



<過年度の相談会の様子>

	開催日	会場	時間
第1回	11月14日（土）	三軒茶屋分庁舎5階 三茶しゃれなあとホール	①10:00～10:45 ②11:00～11:45
第2回	12月19日（土）	北沢タウンホール2階 第1集会室	①10:00～10:45 ②11:00～11:45

※お申し込みは下記問い合わせ先まで。なお、新型コロナウイルス感染症の影響等で急遽中止する場合は区のホームページでお知らせします。



## 安心してご相談いただけるよう感染予防対策を実施します

- 受付時の検温実施
- テーブルや椅子などの除菌、消毒、スタッフのマスク着用、手指消毒の徹底
- 一定距離を保った相談ブースの設置
- 相談ブースにアクリル板を設置

※自宅で検温をし、熱がないことを確認のうえご来場ください。また、ご来場の際には、マスク着用のご協力をお願いします。

この通信は、不燃化特区内にお住まいの方、土地・建物の権利をお持ちの方に世田谷区からお届けしています。

太子堂4・5、若林1・2（一部）・3・4・5、世田谷3（一部）・4、宮坂2（一部）、赤堤1（一部）・2（一部）、梅丘2・3、豪徳寺1・2（一部）、松原6（一部）、北沢3・4・5、大原1丁目

### ■お問い合わせ先■

世田谷区 世田谷総合支所 街づくり課

電話：03-5432-2871（直通） FAX：03-5432-3055

世田谷区 北沢総合支所 街づくり課

電話：03-5478-8074（直通） FAX：03-5478-8019